別表六（十九）付表　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項から第３項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(1)のうち新規雇用者の数　(2)」の「同意雇用開発促進地域内に所在する事業所　②」の欄は、当該事業年度開始の日において地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第７条（地域雇用開発のための助成及び援助）に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（以下この号において「特定地域事業所」という。）において当該事業年度に新たに雇用された租税特別措置法第42条の12第５項第６号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同項第２号に規定する雇用者をいう。第４号において同じ。）で当該事業年度終了の日においてその雇用された特定地域事業所に勤務するものの数を記載すること。

3　「(1)のうち新規雇用者の数　(2)」の「地方事業所基準雇用者数等の計算」の各欄及び「特定新規雇用者数等の計算」の各欄は、平成29年４月１日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。

4　「(1)のうち新規雇用者の数　(2)」の「特定業務施設　⑤」の欄は、租税特別措置法第42条の12第５項第５号に規定する特定業務施設（以下この号において「特定業務施設」という。）において当該事業年度に新たに雇用された雇用者で当該事業年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数を記載し、同欄の内書には、当該特定業務施設において当該事業年度に新たに雇用された同条第２項第１号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で当該事業年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数を記載すること。

5　別表六(十九)「１」の欄が０である場合には、「比較給与等支給額 (21)＋(21)×(別表六(十九)「３」)×$\frac{30}{100}$ (22)」の欄中「(21)＋(21)×(別表六(十九)「３」)×$\frac{30}{100}$)」とあるのは、「(21)＋(21)×$\frac{30}{100}$)」として記載すること。

別表六の11の表を次のように改める。